

# 民国初期の高等教育における「教養」教育に関する一考察

## — 伝統的学問教養の位置付けを中心に —

談 謙

**A Study on Higher Education's Liberal Education in the Early Republic of China**  
**—Focusing on the Evaluation of Traditional Cultural Knowledge—**

TAN Qian

### Abstract

It has been more than a hundred years since modern education was introduced to China and Japan. The Confucianism-based traditional cultural knowledge which used to be required for a national elite has declined because of frequent educational reformations in these hundred years. However, when we reconstruct the education which can deal with a new social change and consider to train new generation human resources while reflecting on the past education reformations, we should reconsider examining declined traditional cultural knowledge and evaluating it in educational framework.

Based on the idea above, this paper analyzes the elites training education policy during the tempestuous period, the early years of Republic of China. The government of the early Republic of China which put an end to feudal society by Xinhai Revolution and started a new era was faced with the issue how they should succeed the tradition. The educational policy and reformations constructed in the early Republic of China are considered to have given a great influence on the educational style in the forthcoming age. Therefore, I studied on the elites training education policy, the government officials' employment examination and the overseas study policy in higher education in the early Republic of China as well as on Peking University, the central elite university as a referential example of the actual educational conditions.

In conclusion, by making thorough analysis and examination we should mingle the superior part of traditional cultural knowledge accumulated in the long history with a new modern aspect and should create a new education. However, there are two problems: because of the idea of constructing a powerful country as the goal of the development of modern society the blend of the tradition and a new aspect has not been actualized; and a social elite needs to acquire not only special knowledge but wide cultural knowledge, but the proportion of cultural knowledge has been decreased and its evaluation has been made vague because the development of scientific technology has been pursued and special knowledge has been unilaterally emphasized. These two problems would be one issue for the contemporary educational reformation in China and Japan.

**キーワード：**教養教育、伝統的学問教養、近代的専門知識、エリート養成教育、教養の再構築

**Key words:** liberal arts, traditional cultural knowledge, special knowledge, elites training education, reconsider examining liberal arts

---

本学非常勤講師

連絡先：談謙 〒662-8505 西宮市岡田山4-1 神戸女学院大学  
tianyuandifang1010@hotmail.com

## はじめに

この頃、大学教育改革の一環として、教養教育重視の傾向が見られている。しかし、少子化時代に入り、定員割れの大学も生じ、大学の存続問題が深刻になってきている中、大学はいかにこの時代に淘汰されず、存続していくかは、やはり関係者による改革の主要な狙いとなった。大学の改革をめぐる論議およびその実践活動は、経費の削減などによる経営工夫やそれを中心とした課題の提起が見られる。また、学部・学科の再編成と新增設や、より実用的であり、資格を取得する可能性のある専門科目の導入や、校舎などの教育環境の整備などによって、学生を引きつける努力が大きな変化の流れとなっている。こうして、教養教育の重要性がすでに指摘されているにもかかわらず、現実の主要な流れとなっているのは、就職に直結した職業教育、大学の「専門学校化」であろう。

一方、中国では21世紀に入り、「国際化」が社会のあらゆる分野の課題となってきたため、それに対応する人材を養成する場として、高等教育の飛躍的な発展がより強く求められてきた。これを受け、中国政府は大学教育における専門知識の充実を図るとともに、大学生の一般的な「教養」を向上させるための道徳観念の育成も提唱しだしている。その「教養」の根幹となるものは、民国初期から衰退されていった伝統的儒学教養を中心としたものである。ところが、かつて中国の官僚、社会のエリートが欠けてはならない教養として身に付けた儒学の教養はなぜ民国初期から絶えられてきたのか、新たにこれら的内容を「教養」として取り入れる際に、歴史からいかなるものを鏡として参考にすることができるか、また現在の教育に取り入れるべき形はいかなるものなのか、さらに、それをいかに専門知識と両立させるべきなのかなどの検討がまだ十分に行われていない。

日中両国の高等教育改革の現状を踏まえて、本論は、新しい時代における大学教育はどのような人間を育成して社会に送るべきか、物事についての判断力、決断力、責任感といった総合能力をもっている優秀な人材の育成には専門知識のほかに、新しい時代に対応できる教養形成の基本となる知的枠組は何か、また新たな教養教育を支えるカリキュラムの運営主体をいかに組織するのか、さらに、このような教育に対応するための政策・制度はどのように整備すべきかという課題意識をもって、辛亥革命後、新しい時代に入ったまもなくの民国初期の高等教育における「教養」教育に注目したい。とりわけ、清末にすべての学問教養の基本として定められた伝統的学問教養は、民国初期にいかなる形を以て「教養」教育に位置付けられていたのかに焦点を絞って考察してみたい。またここで、民国初期に焦点を当てる理由は、まずこの時期は激動の時代であり、中国の近・現代の歴史の始まりである。この時代において、伝統的なものの継承と新しい近代的なものの導入がともに時代の課題となった中、近代教育はいかなる方向に向かうべきなのかがこの時代の大きな課題となっていた。なお、様々な理念の樹立や政策の検討および具体化の模索によって行なわれた教育改革はこの時代の特徴であるといえる。さらに、この時代に定められた教育方針や制度の改革は以後の民国南京政府時代における制度

的定着に否定のできない布石を打ったとともに、現在の共産党政権の一連の教育改革にも影響を及ぼしたとも考えられる。つまり、歴史を遡って、かつてのことを解明することによって、現在の改革の方向性を確立することにつながると考えられる。一方、戦後日本の教育改革は、民主主義教育の始まりとして、新しい時代の教育の幕開けとなった。戦前の「教養」教育に関する反省は、エリート教育に対する反感のもとで行われて、必ずしも妥当的な方向に向いたとはいえないであろう。また、現在の教育に関わる問題の究明や課題の検討はほとんど戦後の教育改革と関わっている。こうして、中国の民国初期における教育改革は日本の戦後教育改革と時代的類似点があり、ともに「新」と「旧」時代の入れ替わりの時期であると考えられる。民国初期における高等教育の「教養」に関する検討は、現在の日本の教育改革にも示唆を与えられると考えられよう。ところが、これまで日中両国において、民国初期の高等教育を中心に研究されているものは、ある人物の伝記記録に関連して、その教育活動についての論述や、または一つの分野に絞って、史的記述・検討が行われた内容など、数多くの研究成果が見られる<sup>1</sup>けれども、本論で取り上げている課題に関しては、まだその検討が十分にされていないと指摘できる。

上述した内容を踏まえて、本論は民国初期の政府は高等教育「教養」教育における伝統的な学問教養の意義の確立およびその位置付けについて、いかなる方針を定めたのか、またその方針をいかに教育活動で具現化していくのか、さらに、民国初期の優秀な人材の育成にいかにそれと専門知識とを並立させたのかを明らかにするために、①民国初期の高等教育方針、②基幹大学とした「北京大学」の教育改革の実態、③国家高級公務員の採用試験、④留学生教育といった四つの点に絞って検討してみたい。

## 1. 民国初期の大学教育方針

### (1) 民国初期の政治・社会事情

1912–28年の民国初期の時代は中央政府の弱体化と地方権力相対的な強大化によって、政治的不安定が顕著となり、財政状況も極端に悪化していた。つまり、民国政府は前代から空の国庫を引き継いだのである。それまでの財源としての土地税は役所の維持にのみ割り当てられてきた。他の収入となるものは外国借款と戦争の賠償金の担保にされてしまった。さらに、国内向けの公債に出資とする者もいなかった。これだけでなく、軍閥の専制支配、支配権の維持と拡大のため、帝国主義列強の軍事的・財政的援助を仰ぐとともに、支配地域に対して極端な経済的収奪を行ない、強大な軍事力の維持を図った。こうして、すでに極度の財政難に陥った資金問題に一層拍車をかけた。無論、このような財政問題は国立大学に対する交付金の遅延問題で表面化になったように、民国初期の学校運営や教育活動にも大きな影響を与えた。一方、地方勢力の強大や民族資本主義の発展に伴い、私立の高等教育機関の増設が目立っている。次の図1は清朝末期と比べて、民国初期における私立の高等教育機関の増設について、一部の資料をもとにまとめて示したものである。

また、新しく設立された私立の高等教育機関では設立者のそれぞれの利益から各自の教育方針を定めていたため、政府による既定された方針が必ずしも具体化されていったとは見られな



図1 民国初期の私立高等教育機関の設置数の推移

(出典:『第一次中国教育年鑑 教育概況』台北宗青出版社、1991年、pp.14-180;『北京高等教育史料』北京師範大学出版社、1992年、pp.123-297;忻福良主編『上海高等教育的沿革』同濟大学出版社、1992年、pp.61-153より作成。)

い。他方、この時期には、西洋から自由・民主などの様々な思潮が紹介されてきている。その中に教育に大きな影響を与えたのは実用教育と平民教育の論調である。それらの論調はこれまでの伝統的な教育内容・方式と異なり、民衆に対して生活技能の育成を唱えたものである。さらに、中国の伝統的文化・教養を否定し、西洋の民主的・自由な教育精神を大きく強調した点に特徴のある「新文化運動」(1916年)と「五・四運動」(1919年)もこの民国初期に行われた衝撃的な運動であった。このような政治的・社会的な様々な要因によって、大学における教養教育は既定された方針から変容されつつあったと考えられよう。

## (2) 新しいエリート養成教育方針の公布

民国政府はその成立してまもなく、清末に定められた「中体西用」の教育方針を廃止し、新しい共和精神に基づいて、教育改革の重要な指針を確立した。

民国政府の初代の教育総長（文部大臣）に就任した蔡元培を中心に定めた高等教育の改革法令は、1912年10月に公布した『大学令』と1913年1月の『大学規定』及び『私立大学規程』があった。これらの法令において、高等教育に関する新たな教育方針と内容が定められた。

まず、全22条の総項目から構成されていた『大学令』は、その第1条において、「大学は高深の学術を教授し、幅広い学問と才能を持っている者（原語：「碩学闊才」）を養成して、国家の需要に応ずるを以て宗旨とする」と明確に新しい時代の有為な人材の養成の目標を規定している。これは清朝政府が定めた「皇帝の命令に遵い、正しい教育方針に基づいて、多芸多才な者を養成すること（原語：「謹遵諭旨、端正趨向、造就通才」）を以て宗旨とする」『大学堂章程』<sup>3</sup>とは、高い学術の教授と民国社会の需要に対応する点において、大きく異なる。また、学科の内容構成に関しては、第2条で「大学を文科、理科、法科、商科、医科、農科、工科の7科目に分ける」と決められ、前代の「経学科」を廃止し、「理科」をもとの「経学科」から独立させることが規定された。ところが、『大学令』の補足案と見られる『大学規程』によると、廃止された経学科の内容、つまり、儒学の伝統的学問教養を中心に教授する内容は「文科」に設けている「哲学」と「文学」の学科にそれぞれに取り入れることに決めた。これに関して、1912年4月に、蔡元培が「旧学は保全すべきである。『詩經』は文科に入れ、『尚書』と『左伝』は史科に入れるべきである」といった発言から、伝統的学問教養の内容を完全に淘汰する方針ではなかったと考えられる。また、「新」と「旧」の科目内容の対照は表1に示している。

表1によれば、民国初期に規定した内容は清朝末期のものと大きく変わっていないことが明らかである。

表1 清末・民初における伝統的学問教養が大学教育での内容規定比較

清末『奏定大学堂章程』の「経学」の内容	民初『大学規程』の儒学の伝統的学問教養に関する内容
「周易」、「尚書」、「毛詩」、「春秋左傳」、「春秋三傳」、「周礼」、「儀礼」、「礼記」、「論語」、「孟子」、「理学（「程朱学派」、「陸王学派」、「漢唐から北宋周子までの理学諸儒学派」、「周秦諸子学派」を含める）」、「中国文学」、「爾雅」、「説文（音韻学を含む）」	「周易」、「毛詩」、「儀礼」、「礼記」、「春秋・公・谷傳」、「論語」、「孟子」、「周秦諸子」、「宋理学」、「倫理学」、「中国文学」、「爾雅」、「説文解字と音韻学」

(出典：『北京大学史料（第一巻）』、pp. 98-101、『北京大学史料（第二巻）』、p. 95より作成。)

こうして、民国初頭に新しい高等教育方針となった『大学令』、『大学規程』の公布によって、前代の「経学」学科を廃止したものの、それら科目の内容は新しく編成した学科の中に取り入れたことがわかる。ただし、『大学令』では「哲学」の学科に上述の儒学の伝統的学問教養のほかに、「西学」の内容を新しく「西洋哲学」、「インド哲学」、「美術学」、それに、「人類学」、「教育学」、「心理学」、「宗教学」、「生物学」、「言語学」などを取り入れ、新しい教養知識として近代専門知識と並立しながら、新しい教育に位置付ける方針を定めた。

## 2. 「北京大学」の教育とその改革

ここでは、教育実態を分析する1つの事例として、中国の初めての国立大学であり、民国以後、中国の基幹大学となっている北京大学の教育改革の状況を見てみたい。

北京大学は清朝末期に近代教育機関として中国政府が開設したものである。「京師大学堂」という名称で「戊戌変法」の内容の1つとして開設され、民国時代に入り、現在の名称に変更されていた北京大学は、民国初頭には、唯一の国立大学であった。そこで、上述した『大学令』において規定された新たな教育方針は、当時、この北京大学だけに適用されたと考えられる。ところが、『大学令』が打ち出されてまもなく、蔡元培教育総長は当時の袁世凱大統領と対立して、辞任をしたことをうけて、北京大学の本格的な改革は、1917年に蔡元培がその校長に就任した後のことであった。1917年以後に行われた大規模な改革によって、北京大学は1920年代より、「学問の自由」という特徴を以て、全国の高等教育機関の改革のモデルとなり、中国の基幹大学となったのである。

### （1）1917年までの「北京大学」の教育

1913年1月に公布された『大学規定』では大学の学科編成について、文・理・法・商・医・農・工の7つの科目が決められ、清朝末期に規定された「儒学の經典」の内容を「文」の中に取り入れることによって、「経学科」という学科名が削除された。また、卒業者に科挙の身分に相当する官位を与える制度が廃止され、代わりに、「学士」という称号を授与すると定められた。しかし、伝統的な学問教養の中核となった儒学の經典の教育内容は大学教育における位置付けが前代のものと実質的に変わっていないと考えてよい。更に、新しい教育方針を制定した中心人物であった蔡元培が、その6ヶ月後に、袁世凱大統領と対立して辞任したため、結局、これらの法令は実施に移されなかった。民国初期の北京大学は、廃校の危機を免れたが、政局の不安定の中、校長の更迭が頻繁に見られ、効果的な改革路線が出されていなかった。

1917年までの北京大学は、新しい時代に対応する教育のイメージを何も持たなかったと当時の新聞に批判されている。その時の『時報』という新聞紙では、「北京大学の学生は将来、官僚になるという考えは根強い。当該大学の教員のほとんどは現職か就任を待っている未来の行政官が兼任している。教員は、北京大学を官途における昇進のための踏み台と考えている。また、学生も教員を官吏になるための引き立ての糸口と考え、卒業証書を出世の道具にしている。教員の休講が頻繁に見られ、また異動も多い。したがって、学生の勉強態度も悪い」<sup>5</sup>と指摘されている。このように、社会から「腐敗」というレッテルを付けられていた北京大学をいかに抜本的な改革を行い、本当の学問の場にするかということは蔡元培の直面していた課題であった。

1917年に蔡が北京大学の校長就任式において、「大学は高尚で深い学問を研究するところである。外国人が常に本校の腐敗を指摘するのは、ここに学を求める者が、みな官となり財をなす思想を持つからである。そのため予科を卒業した者は多くが法科に入り、文科に入る者は甚だ少なく、理科に入る者は最も少ないが、考えれば、法科を官僚の近道としているからである。官の気持ちが強いので、学生は教員に対してその学問の深浅を問わず、その官のランクの大小を問うだけである」<sup>6</sup>と現状を批判した。

つまり、当時の北京大学の問題を一言で言えば、民国社会に対応できる有為な人材の育成に努めていないことであった。また、清朝末期に近代教育の方針として定められた「中体西用」の人材養成の原則はそのまま踏襲されてきて、北京大学の卒業資格が官途に決定的に結びつくことも清朝末期以来のままであった。換言すれば、このときの北京大学は一部の人にとって、学問教養を受けるための人材の養成機関ではなく、出世に役立つ踏み台である。社会からの期待に応え、民国初頭に自ら言い出した教育理念を具体化するために、蔡元培は北京大学で大幅な改革を始めた。

## (2) 1917年よりの改革

蔡元培が「北京大学」で行われた各改革の中で、最も興味深いことは、まず、教員の招聘についての改革である。蔡は教員の構成が改革の鍵であるという考えに基づいて、民主的な大学の体制の樹立を目指し、思想、信仰、年齢、資格を問わず、学問と能力に優れた人物を招聘した。例えば、思想についてみると、儒学の伝統的教養・価値観に固執していた者がいたに対し、伝統的儒学に反対し、「新文化運動」を主唱した者もいた。また、政治的立場から見れば、帝政復辟を主張した者、アナキストから国民党の党員まで多様であった。さらに、歴史学の分野では、信古派と疑古派の両方がいた。同じく、文学の分野においては、文言派、改良派、白話派という様々な流派、主張をもっている者が採用されている。なお、このような思想、言論、研究の自由を保障する改革について、蔡元培は次のように述べている。「学説に関しては、世界の各大学の通例に倣い、『思想自由』の原則に遵い、すべての思想を容認し、受け入れるという「兼容並包」の主義をとる、(中略) どのような学派であれ、いやしくもこれを言って理を為し、これを持して故があれば、なお自然淘汰の運命に至らない者は、お互に相反するといつても、ことごとくその自由な発展を許すのである」<sup>7</sup>。こうした様々な思潮を持っていた教

員たちの自由言論が保障されたため、北京大学の教育の雰囲気は極めてユニークなものであり、斬新的なイメージを人々に持たせたと考えられる。

また一方、「文」と「理」との間の交流を妨げるおそれを考慮したうえ、「文」、「理」の科目組織を取り消し、それぞれの専門科目を「学科制」に再編成した。さらに、もとの「年間制」の代わりに、アメリカの「選科制」と「単位制」を導入し、履修科目の自由選択の幅を拡大した。これは学生に主体性のある勉強意欲を喚起させる効果を意図したと見られる。新しく規定された「選科制」と「単位制」における中国の伝統的学問教養に関する講義内容とその単位数については図2と表2に示した通りである。

図2のとおり、「選択履修科目」は5つのグループの内容に分けている。一年生はそのうちの1つのグループを選択し、そこから8-11の単位の学習をしなければならない。また、2年目から学生はある学科、またはそのグループから30-40単位の内容の勉強をするとともに、他のグループの内容から6単位の勉強もしなければならないと規定されている。

なお、表2について、伝統的学問教養に関する講義内容は同じグループに限って言えば、多いとは言えない。それに、同じグループで占める単位数の比率も低いことも明らかである。さらに、選択科目制度が実施されたため、教育改革後の「北京大学」では、「学問の自由」が実現された一方、伝統的学問教養に関する知識教養の割合が減少され、それが教育における位置付けが衰退したと指摘できよう。

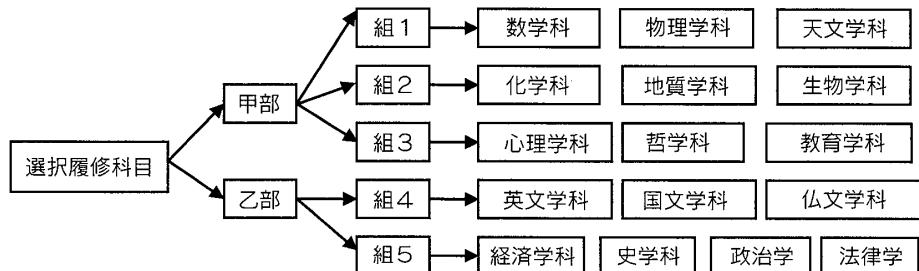


図2 1920年北京大学選択履修学科系統図

(出典：除彦之「学校調査 北京大学」、『少年世界』に掲載、1920年1月1日付き、『北京大学史料（第二卷）』、p.3158に収録) より作成)

表2 1920年北京大学の「選科制」にある中国伝統学問教養講義内容とその単位数

講義名（所属組）	同組の総講義数に占める比率	単位数	同組の総単位数に占める比率
中国哲学史大綱（組3）	(組3合計) 20%	2	(組3合計) 18%
倫理学（組3）		2	
中国文学史（組4）	(組4合計) 21%	2	(組4合計) 18%
中国文学史概要（組4）		2	
中国詩文名著選（組4）		4	
中国通史（組5）	11%	4	16%

(出典：同図2、pp.3159-3160より作成)

### 3. 「薦任」文官の選抜試験

#### (1) 「薦任」文官の選抜試験とは

一方、民国初期には政府はいかなる基準で上級官吏を採用したか、また、従来の上級官吏として身に付けなければならない伝統的学問教養は、民国の上級官吏を採用する際に、いかに規定されたのであろうか。これを検討することによって、民国初期の高等教育における伝統的学問教養の位置付けを解明することに意義があると考え、民国初期の上級官吏の採用に行われた選抜試験も本論の一環として検討してみる。

1913年1月に『臨時大統領令』を通して、政府は試験によって文官を選抜・任命することを発表した<sup>8</sup>。それによると、民国初期に政府の文官は「特任、簡任、薦任、委任」という4つのランクが設けられ、「簡任」より下の3つのランクの文官に関して、選抜試験を含めたそれぞれの任用資格が明示されている。また、文官の選抜試験には高等試験と普通試験に分け、高等試験の最終合格者は「薦任」文官として任命される資格を持ち、高等試験の第1次試験の合格者と普通試験に合格した者は「委任」文官として任命される資格が有すると規定されている。なお、「薦任」から「簡任」への昇進は主に職歴に基づき、試験の免除ができるとなっている<sup>9</sup>。また、「委任」文官の選抜試験に参加する資格は主に専門技術学校の卒業者であると規定されている<sup>10</sup>ため、選抜試験により国の上級官吏となるのは「薦任」の試験のみと考えられる。

#### (2) 「薦任」文官の選抜試験の内容

1915年に公布された『文官高等考試令』の主要な内容によると、その受験者の資格は、①満25歳以上の中華民国の男性、②中国の国立大学または高等専門学校で各専門について3年以上修業し、卒業証書を取得した者、③教育部（文部科学省に相当）が指定した外国の大学または高等専門学校で各専門に関する3年以上修業し、卒業証書を取得した者、④教育部の認可を受けた国内の私立大学、または高等専門学校で各専門について3年以上修業し、卒業証書を取得した者、⑤北京大学および他の国立の中等後教育機関における教員歴がある場合、文官の選抜試験が免除されることになっていた。

また、その試験内容については、①文官の高等試験は3年に1度実施する、②毎回の試験は4部に分けて実施する、③第1部の試験では儒学の經典と史学および現行の法令の3つの内容を中心とする、⑤第2部と第3部の試験は各専門科目（筆者注：中央各部門に配属させるため、その各部門の仕事内容によって設けられた専門科目）の内容を中心に行う、⑥第2部と第3部で行う専門科目は全23科目があり、そのうちの文学専門科目の第2部の試験内容は倫理学、論理学、心理学、教育学、教育史、中国歴史、中国地理、中国歴代の学制概要が設けられ、第3部の試験には儒学の經典、経済学、統計学、人類学、生理学、社会学、言語学、西洋・東洋哲学、宗教学、各国の歴史・地理・言語文字という項目が設けられている<sup>11</sup>。そして、1916年1月に公布された『文官高等試験令試行細則』において、合格点は4部に分けた試験の総平均点が60点と定められている<sup>12</sup>。

以上の内容をまとめると、まず、民国初期に前代の方法を踏襲して、上級官吏の採用は試験

を通して選抜する制度を設けたことが分かる。また、この試験に参加する資格は、各種の中等後教育、または高等教育および政府が指定した外国の教育機関での教育を終えた者に限られていた。そして、選抜試験の第1部の試験内容には伝統的学問教養に関わる内容を取り入れていたが、最終合格点は4つの部分に分けた試験の総平均点となっているため、伝統的学問教養に関わる内容の合否は必ずしも重要なポイントとなっているとはいえない。例えば、文学という専門科目の試験では、伝統的学問教養に関する内容を第3部の試験において実施すると定めたが、他の知識との割合から見れば重要視されたとは考え難い。また、一度合格し、「薦任」文官として採用された後、さらに上のランクへ昇進するには、これまでの文官としての職歴が試験の代わりとなるので、民国初期におけるこの選抜試験は、下のレベルから上のレベルまでの試験を設けて、最高レベルの「進士」という資格を取らない限り、国の上級官吏として職を持つことができない「科挙試験」制度と明らかに異なっている。そこで、民国初期に採用された者がどの程度伝統的な教養知識をもっているのかについての判断は、この選抜試験によるものではなく、学校教育に任せることもあったといえよう。これは上述した民国初期の政治、社会事情から、政府が定めた教育方針に従わず、各教育機関は主に独自で定めた方針で運営していたケースが多かったと考えられる。そこで、このような試験を通して選ばれた人材は具体的にどのような教養知識をもっているのか、またその教養の部分に伝統的学問教養の占めた比重はどのくらいあったかについては必ずしも十分であったとは考えられないであろう。

#### 4. 留学教育

民国初期の政府は留学教育に関わる一連の政策を打ち出し、外国の教育機関で優秀な人材の養成を重視し、留学帰国者を政府の上級官吏として積極的に採用した。なお、民国初期の留学帰国者は以降の民国「南京政府」時代にも各分野の指導者や上級官吏として活躍したことから、この時期の留学教育も優秀な人材養成教育の重要な一環であったと考えられ、またこの時期の教育実態の参考例ともなる。

##### (1) 留学候補者の選抜

民国初期は清朝末期と同様に、留学生の派遣は中央政府による派遣と地方政府および地方団体による派遣がそれぞれにあった。留学生の選抜試験は2回に分けて、地方政府が第1次選抜試験を行い、中央政府が第2次選抜試験を実施することとなっていた。なお、地方ではまた各自の選抜方法を決めて、独自で選抜・派遣を行うケースもあった。ここでは、中央政府が1922年に通告した留学生の選抜試験内容を参考例にしてみる。

表3によると、留学派遣の試験内容に中国の文化知識に関わる項目は「国語作文」という内容のみであったことがわかる。さらに、それに関する具体的な内容を示していないため、この内容は伝統的な学問教養とどの程度関連しているのかは分からない。

なお、1916年に政府が公布した『選派留学外国学生規程』において、官費留学生となる資格は、「①2年以上本国の大学教授または助教授として在任した者、②2年以上本国の専門学校または高等専門学校の教授に在任した者、③外国の大学、高等専門学校、高等師範学校からの

表3 「教育部弁理考選留学外国学生事務処通告（1922年12月）」（抜粋）

第1次試験（10：00－14：00）	国語作文
第2次試験（10：00－14：00）	外国語作文
第3次試験の1回目（10：00－14：00）	基礎科学
第3次試験の2回目（13：00－16：30）	文・法・商各専門分野：①数学又は論理学、②歴史、③地理 理工各専門分野：①数学、②物理学、③化学 農科、医学、博物科学：①博物、②物理、③化学
第4次試験	各専門に関する口頭試問

（出典：楊學為ら主編『中国考試制度史資料選編』黄山書社、1992年、pp.622-623に掲載した内容をもとに作成。）

卒業生、④本国の大学、専門学校、高等師範学校からの卒業生」であると示してある。また、①、②、③という項目に規定されている者に対し、試験の一部、または全部免除できることも明示されている<sup>13</sup>。それに、すでに国内の高等教育機関から卒業したもの、官費留学生として派遣する規定から、西洋の学問知識をより重視し、かつ外国の高等教育機関の教育は国内のものより、優秀な人材を養成することができるという政府側の基本的な方針が窺われる。

## （2）留学帰国者の採用

一方、留学帰国者に対して、政府は上級官吏として採用するためのレベル判定採用試験を設けている。その試験の合格者はそれぞれの成績により、中央政府の各部門、または地方政府部門の上級官吏と任命されることになった。例えば、1915年の採用試験では、249名の試験申込者のうち、151名がそれぞれのレベルに合わせた上級官吏として採用された<sup>14</sup>。なお、採用された留学帰国者に対して、具体的にいかなる内容の試験が実施されていたのか、その内容の中で専門知識以外にほかの「教養」などに関わるものがあったのか、またあるとしたら、具体的にどんな内容、またどの程度の基準が定められたのかについては、現段階ではそれに関する詳しい記録は見当たらない。外国で受けた教育の結果についての確認試験なので、おおむね専攻内容や専門知識に関するものであったと考えられよう。

当時、このような試験を通じ、上級官吏になった者はいうまでもなく、「たとえ官途に就かなくても、大学の教授になるだけで豊かな生活ができる」<sup>15</sup>、また、「外国に1年、または2、3年勉強して、学士という肩書きを持っていれば、国内の大学教授にもなれる」<sup>16</sup>といった文脈に示されたように、留学帰国者の待遇は国内で高等教育を受けた者よりもはるかに上で、極めて手厚かったといえよう。

その他、1916年に公布した『選派留学外国学生規程』と1924年に公布した『管理自費生留学規程』の中で規定された内容事実から、民国政府は前代と同様に、留学教育を管理する機構を外国で設けていたけれども、その機構の仕事内容は、「主に留学生の人数管理やトラブルの解決および政府・団体との留学資金の調達を行っていた」<sup>17</sup>といわれている。

このように、清朝末期の留学選抜試験と比べれば、民国初期の留学試験における伝統的学問教養についての規定はその内容が不明確であったと指摘できる。また、留学帰国者に対して行ったレベル判定採用試験について、上述した「薦任」文官の選抜試験内容も視野に入れて考

えれば、伝統的学問教養に関わった試験内容は必ずしも重要視されたとはいえない。民国政府が外国で設けた留学生の管理機構はかつて清朝末期のものと異なり、留学生に対して伝統的学問教養の補習教育を実施する役割を果たさず、もっぱら、トラブルの処理や資金の調達という事務的な内容に変質していた。一方、留学生側は、国費や公費による派遣された者がいれば、私費で外国へ渡った者もいた。その留学の目的をいえば、国家の経済を建設・発展させるために、専門知識を身に付けようとした者がいたに対し、清朝末期のときと同様に、民国政府の官僚、大学の教授などになる一つの近道として留学教育を選択した者もいたと指摘できる。その他、社会変革の力を蓄えるなどの目的で留学生の一員となった者もいた。このような複雑な留学生のメンバー構成によって、留学生がどの程度の伝統的学問教養を身に付いた上、西洋の近代的知識を求めに行つたのか、また、西洋の思想・文化をいかに中国の伝統的文化・教養と融合させるように心がけたのかに関しては言い難い。

## おわりに

新しい時代に入り、その時代に適合した人材を計画的に養成する必要性を考慮し、新しい社会を牽引していく優秀な人材の養成教育を構築しなければならなかつた。その中で新たな教養教育は如何なるものであるか、それをいかに専門知識の教育と並立させるのかは至難の課題であった。民国初期の政府は軍閥割拠などによる現われた弱い政治的支配力がある一方、私立大学の設置基準の緩和や民族資本主義の台頭と興起を背景にし、私立大学の設置は数多く増加されていたため、これまでになかった高等教育の「政教分離」が目立つてゐる。つまり、教育は支配者の一つの道具として、政治と切り離したことのなかった中国の伝統と背理した現象が見られよう。これによつて、政府が定めた教育政策・方針は遂行されていくことが不可能であると考えられる。また、「新」と「旧」の入れ替わる時期であった民国初期の社会では、「教育救国」や「教育立国」といった関係者の共通な認識のもとで、西洋から実用教育や平民教育など、数多くの思潮が中国に紹介されていて、伝統的なものに反対し、西洋的な学問・思想を樹立しようとした風潮もこの時代の特徴となっている。それに加えて、民族資本主義の発展によつて、従来の「教養」教育と異なり、より実用的な西洋の専門知識を教育の重要な内容として位置付けられていた。その結果、伝統的教養に対する評価が低下し、これを封建的なものとして無用と見なす傾向が普遍的になつていった。このような現代まで基調となつた認識によつて、改革は部分的な内容のみ強調され、新しい時代に応じられる新たな「教養」知識は何であるか、その中に伝統的学問教養の意義をいかに認識した上に取り入れるべきなのか、また、このような「教養」をいかに専門知識と併用するべきなのかなどの課題はつい水の泡となつたと考えられよう。

例えは、1917年よりの北京大学の改革に関しては、通説においてその自由、民主のもとで行われた教育改革という一面のみ強調され、評価された<sup>18</sup>。しかし、伝統的学問教養を新しい「教養」の一部として西洋の知識教養との融合や専門知識との並立という観点から見れば、その改革指導者の蔡元培が構想した目標に達成できたとはいえない。「学問の自由」という彼の改革方針のもとで、北京大学の管理運営体制や教育課程および教員陣に対し大規模な改革が行われ

た結果、北京大学が「新文化運動」を生み出す舞台となっただけでなく、「五・四運動」の牽引車ともなり、全国の基幹大学という地位を確立していたに結びついた。しかし、蔡本人が『大学令』などを制定した際に主張した、伝統的学問教養を新しい社会に応じさせ、かつ近代的なものと融合したうえ、新しい教養知識として再構築するという初心はついに実現には至らなかつたと指摘できる。換言すれば、新たな教養形成の基本となる枠組を定めたものの、それを支えるはずの運営主体を組織し、カリキュラムなどの具体的な教育活動のあり方を有効に規定したとは言い難い。また、民国初期に設けた人材の選抜試験や留学教育を検討した結果からも、民国初期の教育方針は具現化に至らなかつたことも明らかになろう。そこで、民国初期における伝統的学問教養を新たな教養教育の中に位置付け課題は、理論上にとどまり、大学教育のあらゆる面においてその具体化を結びつくことができなかつたともいえよう。言うまでもなく、このような教育環境で育成された民国社会のエリートは、以降の「南京政府」時代に「三民主義教育」という国民党の政党理念を教育方針として打ち出し、かつそれを実施させていく中で、重要な政策の制定者、またはその実施者となつたと考えられよう。

こうして、中国にとって、民国初期に未解決のまま、現在まで残されてきた「教養」教育をめぐる一連の課題は、いまになって改めて検討すべきではないかと思う。一方、このような課題は日本にとっても、示唆となろう。戦後、エリート教育を反省している中、衰退されていった「教養」教育はこの頃のIT教育の発展や教育市場の問題解決によって、その姿がさらに空洞化になりつつある。職業とつながらない「知」をいかに捉えるか、判断力や思考力などのソフト面をもつて豊かな人間の育成には、新しい時代において、いかなる意義が有するのかを検討し、関連の政策、方針の策定を大きな課題の一つとして考えるべきではないかと指摘できる。

## 注

- 1 その研究成果の例として、小林善文『中国近代教育の普及と改革に関する研究』汲古書院、2002年；周一川『中国人女性の日本留学史研究』国書刊行会、2000年；さねとうけいしゅう『中国留学生史談』第一書房、1981年；張曉唯『蔡元培と胡適（917-1937）—中国文化人与自由主義』中国人民大学出版社、2003年；などが挙げられる。
- 2 『教育雑誌（第四卷第十号）』、1913年1月に『大学令』を全文掲載、（王学珍、郭建栄主編『北京大学史料（第二卷）』、北京大学出版社、2000年、pp.93-94に収録）。
- 3 北京大学校史研究室編『北京大学史料（第一卷）』（1993年）に収録した「大学堂章程」、pp. 97-130。
- 4 「教育総長之教育談」『教育雑誌（第四卷第二期）』に掲載、1912年、p. 3738。
- 5 「北京大学校之沿革（『時報』記事）」、『東方雑誌（第14卷第4号）』1917年に掲載、前掲『北京大学史料（第二卷）』に収録、p. 3153。
- 6 蔡元培「就任北京大学校長之演説」、高叔平編『蔡元培全集（第三卷）』に収録、中華書局、1984-1989年、p. 5。
- 7 蔡元培「致『公言報』函並答林琴南函」、『蔡元培全集（第三卷）』、前掲書、p. 271。
- 8 『政府公報』命令第243号、1913年1月9日（楊學為ら主編『中国考試制度史資料選編』黄山書社、1992年、p. 628に収録）。
- 9 『政府公報』命令第243号、1913年1月9日、（楊學為ら、前掲書、pp. 629-631に収録）。
- 10 『政府公報』命令第1221号、1915年10月1日；『文官普通考試法』（法律第8号）1919年8月27日公布

- (楊學為ら、前掲書、pp.642–645に収録)。
- 11 『政府公報』命令第1221号、1915年10月1日 (楊學為ら、前掲書、pp.635–636に収録)。
  - 12 『教令第2号』1916年1月27日公布、(楊學為ら、前掲書、pp.639–641に収録)。
  - 13 『教育部令第22号』1916年10月18日公布、(楊學為ら、前掲書、pp.615–616に収録)。
  - 14 『北洋政府公報』、1915年2月 (吳霓『中国人留学史話』商務出版社、1997年、p.159に収録)。
  - 15 吳霓、前掲書、p.160。
  - 16 怡怡「再論留学生問題」、『中華教育界』(第30卷、第11期)に掲載 (吳霓、前掲書、p.160に収録)。
  - 17 吳霓、前掲書、pp.129–136を参考。
  - 18 小林善文、前掲書、pp.151–152を参考。。

(原稿受理 2007年9月6日)